

広報用ノートパソコン 長期借入仕様書

大阪市城東区役所

【本編】

1. 借入の概要	1
2. 借入物品	1
3. 借入物品の仕様	1
4. 導入スケジュール(概要)	1
5. 機器の導入方法	2
5.1 各作業における共通事項	2
5.2 機器の運搬・搬入	2
5.3 機器のセットアップ	2
5.4 設置後の納入物品(付属品等)の管理	2
6. 導入支援	3
7. 保守要件	3
8. 環境設定	3
9. 納入要件	3
10. 借入期間満了時の取り扱い	3
11. 機密保護	3
12. その他	3

【別紙 導入機器の仕様】

1 導入機器一覧	2-1
2 広報用端末(ノート型)	2-1
2.1 ハードウェア仕様	2-1
2.2 ソフトウェア仕様	2-2
3 端末に関する補足事項	2-2

1. 借入の概要

本仕様書は、インターネットに接続された環境で使用するハードウェア(端末機器等)とソフトウェア(マニュアルを含む)の借入、その設定作業及び保守作業に関するものである。

また、本仕様書には、借入するハードウェア等の詳細な仕様と数量、及び導入・保守に関する要件を記載している。

2. 借入物品

「1. 借入の概要」に記載のハードウェア等について、指定場所への導入を行うこと。また、借入物品の利用に伴って必要となる物品(接続部品等)については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

また、各ソフトウェアのライセンスに関しては、環境に対して最適な形態を選択すること。

ただし、発注者として購入したライセンスは製造元から発注者に対し許諾されるものであり、本リース契約が満了後も引き続き使用できるライセンス(※)については、本リース契約満了後も、発注者がライセンスを所有するものとする。

※McAfee 社およびMicrosoft 社のライセンス など

※上記以外のソフトウェアで、機器にバンドルされているソフトウェアがある場合は、ソフトウェアの製品名、メーカー名、製品バージョン、製品エディションを明記した一覧を発注者へ提出すること。

3. 借入物品の仕様

導入する機器の仕様は、「別紙 導入機器の仕様」を参照のこと。

4. 導入スケジュール(概要)

次の導入スケジュールをもとに、発注者の業務状況を踏まえ、スケジュール詳細を作成し、提出すること。

設置場所	機器名	台数	設置時期	動作確認期間(※1)	借入期間
城東区役所	ノート型	1 台	令和7年8月25日 ～27日までに設置 およびセットアップを行うこと	設置から借入開始までを動作確認期間とする (土日祝を除く)	令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日

(※1)動作確認期間とは、設置完了後、発注者により動作確認を行う期間である。

5. 機器の導入方法

5.1 各作業における共通事項

- (1) 設置場所への搬入及び設置作業については発注者と打ち合わせのうえ、作業日を決定すること。
作業に際しては、作業予定日の前日までに、発注者に報告のうえ、承諾を得ること。
 - (2) 発注者が別途用意する無線ネットワークに機器（ネットワーク接続の必要なもの）を接続し、疎通確認を行うこと。接続については発注者の指示に従うこと。
 - (3) 設置場所でのソフトウェアの環境設定作業にあたっては、事前に動作確認やセットアップ等を行い、最小限の作業とすること。
 - (4) 設置場所へ各機器を搬入する前に、納入機器を使用して、初期不良検出確認を実施し、その結果を発注者へ報告すること。また、初期不良を検出した場合は、対応策をあわせて提示すること。
- なお、本設置は、平日（9 時～17 時）の 1 日程度で作業を行う。ただし、平日の作業に関しては、発注者の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。また、発注者の指示により、平日の 17 時 30 分以降に作業を行う場合もある。

5.2 機器の運搬・搬入

- (1) 機器（受注者が設置・用意するすべての機器）の運搬について、「別紙 グリーン配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。
- (2) 機器等の搬入にあたっては、発注者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、器物破損防止のために必要に応じて養生等を行うこと。万一、施設及び設備に損傷を与えた場合は、受注者において原状回復すること。

5.3 機器のセットアップ

- (1) 全ての作業対象ソフトウェアについて、借入期間の5日前までに、ソフトウェアのインストール、設定作業及び動作確認を行うこと。なお、動作確認については以下のとおりである。
 1. 動作確認テストの項目については、機器（ソフトウェアを含む場合はそれらも対象とする）の起動確認、終了確認及び正常動作確認を行うこと。
 2. 動作確認において、不具合などが発生した場合は、発注者と連携し、問題解決のため、速やかに対応すること。
- (2) 契約締結後に発注者から別途提示するソフトウェアのインストール、設定作業及び動作確認を行うこと。なお、発注者からの提示内容に追加して、本仕様書で特定していない製品やメーカー固有機能を含めた形で、導入手順書（インストール手順書）を取りまとめること。
- (3) 搬入前にソフトウェアの導入を行う場合は、事前に発注者と協議の上、承諾を得ること。
- (4) セットアップや確認の状況を随時報告することとし、問題が発生した場合は改善策を速やかに提示すること。

5.4 設置後の納入物品（付属品等）の管理

各機器の設置時もしくは設置作業後において、次の内容を実施すること。

- (1) ここで規定する納入物品（付属品等）とは、借入物品の付属品及び同時調達を行うソフトウェア（ライセンス含む）やマニュアルを指す。
- (2) 機器設置時において、明らかに必要のない梱包材、予備ケーブル・部品などのハードウェア付属部品（未使用のものを含む）、発注者が指定する部数以上のマニュアル等については管理対象外とし、機器受注者において持ち帰ること。
- (3) 納入物品（付属品等）については、一覧を発注者に提出し、機器セットアップ作業終了後、発注者とともに確認を行うこと。納入する納入物品（付属品等）については、確認後、保管箱に格納し納品すること。

6. 導入支援

設置作業において、発注者の業務に影響があることが想定される場合は、発注者に対し、事前に明らかにし、協議のうえ発注者の指示に従い実施すること。

7. 保守要件

- (1) オンサイト保守を基本とする。また、軽微な内容でかつ発注者が了解した場合は、電話による対応も可能とする。なお、持ち帰り保守は不可とし、24 時間以内に正常動作するよう復旧するよう保守を行うこと。(土日祝日の時間外を除く)
- (2) 保守の対応日は、城東区役所の開庁日とする。(開庁日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く)
また、保守の対応日における保守の対応時間帯は、9 時から 17 時までとする。(城東区役所では毎週金曜日に窓口開設時間の延長を実施しているが、それは保守の対応時間帯の範囲外とする。)
ただし、受託者は発注者と協議の上、1 年につき 5 日を限度として、保守の対応日から除外することができる。
- (3) 発注者から連絡を受けた時には、発注者からの聞き取り等により障害内容及びその対処方法が断定できる場合を除き、原則 24 時間以内に城東区役所に到着し、障害の 1 次切り分けを行うこと。やむを得ず到着が遅れる場合も、発注者と協議の上、可能な限り迅速に城東区役所に到着すること。
- (4) ハードディスク等の記憶媒体を交換した場合には、記憶されている情報が外部に漏えいすることのないよう厳格に管理し、発注者等の指示に従って適切に処理すること。さらに、適切に処理が完了したことを書面により発注者へ報告すること。

8. 環境設定

導入機器については、別途提示する導入機器の仕様に基づいてインストールを行うこと。アプリケーション等の設定はフルインストールを基本とする。

なお、発注者指定のソフトウェアについては全て C:\Program Files 配下にフォルダを作成し、インストールすること。

9. 納入要件

発注者の設置する設置場所への設置作業完了後、発注者による設置状況検収を行う。

10. 借入期間満了時の取り扱い

納入機器の借入期間満了時には、対象機器の撤去を行い、機器が保持するデータ内容を完全消去し、復元不可能な状態にすること。作業完了後には、その作業実施を担保する証明書を発行すること。

11. 機密保護

本契約内で得た情報に関して機密保持を行うこと。

12. その他

- (1) 見積に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合(同等品の可否を含む)は質問し、その内容を熟知の上見積を提出すること。見積提出後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (2) 物品長期借入契約書第 17 条の支払いにかかる端数については、契約後 1 回目の支払金額に含める。

(発注者)

〒536-8510 大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号

大阪市 城東区役所 総務課(総合企画) 広報担当

電話 06-6930-9095

ファックス 050-3535-8684

**広報用ノートパソコン
機器調達仕様書
(別紙 導入機器の仕様)**

(調達仕様書「別紙 導入機器の仕様」)

1 導入機器一覧

機器	台数	概 要
端末	1	ノートパソコン (Windows 11 Home 64bit 日本語版)

2.1 ハードウェア仕様

本体	アーキテクチャ	PC/AT互換機
	形状	ノート型コンピュータ
	CPU	CPU:Core™ i7-8550U プロセッサ相当以上
	メモリ	16G バイト以上
	ストレージ	内蔵型SSDで 256G バイト以上
	光ディスク装置	CD-ROM(24倍速以上)及びDVD-ROM(4倍速以上)が使用できる内蔵の装置を1台備えること
	電源コンセントの形状	2極差込み型(※変換アダプタ等の利用については本市と調整を行うこと)
ディスプレイ	形状	15.6 インチ以上の TFT 薄型液晶。(設置場所を考慮した大きさとする)
	解像度及び表示色	総ドット数 1,920×1,080 ドット以上、1,677 万色以上
ネットワーク		LAN:1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に準拠したインターフェイスを有すること 無線:IEEE802.11 ac/a/b/g/n に準拠したインターフェイスを有すること
マウス		光学式 2 ボタン(ホイールボタン付き)
キーボード		日本語キーボード テンキー付も可
その他インターフェース		・内蔵型で USB 2.0×3 ポート以上(USB 3.0 との兼用可) ・音声出力機能を搭載していること
ネットワークケーブル		無
バッテリー		停電等の緊急時において、安全にコンピュータを終了させ、電源を遮断する(シャットダウン)ための時間を確保できる容量を搭載したもの

2.2 ソフトウェア仕様

ソフトウェア	数量	備 考
Microsoft Windows 11 Home 64bit 日本語版 (もしくは Windows 11 Pro 64bit でも可)	1	
Microsoft Office Home & Business 2024 64bit 版 日本語版	1	
ウイルス・スパイウェア対策ソフトウェア 日本語版	1	
Adobe Reader 最新のものとする	1	

※月額利用料はリース費用に含めること

※ソフトウェアについては、プリインストール版を用意すること。

3. 端末に関する補足事項

No.	補 足 事 項
1	パソコン本体、その他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	パソコン本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
3	工場出荷時の状態で NTFS 形式によりフォーマットされていること。
4	パソコン本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後すべての機器に対して動作確認を行うこと。
5	パソコン本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品(接続部品等)については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う(同梱されていない)マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	導入に際して、梱包材、発注者が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
8	発注者が指定するソフトウェア以外はインストールしないこと。
9	ソフトウェア仕様に記述されているパソコン関連 OS、アプリケーションが正常稼動すること。
10	ソフトウェア仕様に記述されている関連 OS、アプリケーションは、発注者指定のパッチファイルもインストールすること。
11	納入業者が用意するソフトウェアのサポートについては、問い合わせ窓口を一本化し、受注者が契約を代行すること。
12	マウスは右手及び左手での使用に支障がない形状であること。
13	ハードディスクの最初のドライブ名はC ドライブであること。
14	ウイルスチェックソフトについては、調達期間内におけるパターンファイルの更新やソフト自身のバージョンアップも行えるようライセンスを選択すること。
15	ウイルス・スパイウェア対策ソフトウェアの検索エンジン、ウイルスパターンファイルを自動で更新するようセットアップすること。
16	ウイルス・スパイウェア対策ソフトウェアの購入については、以下のとおり行うこと。 ・フリーソフト等ではなく、法人向けとして販売されている製品であること。 ・ウイルスやスパイウェアを検出することができ、リアルタイムスキャンに対応していること。 ・調達期間内の必要な更新(アップグレード)を行い、最新のセキュリティ状態を保つなど必要なサポートを行うこと。

No.	補 足 事 項
17	本体機器及びにその周辺機器はMicrosoft Windows 11 64bit が 動作保証されているものを採用すること。
18	発注者指定のソフトウェアは全て C:\Program Files 配下にデフォルトフォルダ名称でインストールすること。
19	ハードウェア仕様に記述されている CPU は他社製品でも同等スペックであれば、認める。
20	「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。
21	本借り入れ機器については、庁内LANに接続するパソコンではなく、インターネットに直接接続する単独パソコンとなる。
22	他機器からのデータ移行等については行わないものとする。ただし発注者の都合により行う場合がある。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること